

議案第61号

杉並区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成26年11月18日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例
杉並区難病患者福祉手当条例（昭和52年杉並区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1号を次のように改める。

（1） 難病患者 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病その他規則で定める疾病にかかっている者をいう。

第6条第1項第1号中「ときは、転入」を「とき 転入」に改め、同項第2号中「災害」を「難病患者が、災害」に、「ときは、当該」を「とき 当該」に改め、同項第3号中「第1条の2第1号本文」を「第1条の2第1号」に改め、「おいて、」の次に「難病患者が」を加え、「者については、規則」を「とき 規則」に改め、同条第2項を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区難病患者福祉手当条例の規定は、平成27年1月以後の月分の難病患者福祉手当の支給について適用し、同月前の月分の難病患者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

（提案理由）

難病の患者に対する医療等に関する法律が制定されたことに伴い、難病患者福祉手当の支給の対象となる疾病を改める等の必要がある。

杉並区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>難病患者</u> <u>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病その他規則で定める疾病にかかっている者をいう。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>難病患者</u> <u>規則で定める疾病を有する者をいう。ただし、規則で定める特定疾病を有する者にあつては、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号。以下「都規則」という。）により東京都知事から医療券の交付を受けている者又は規則で定める生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受</u></p>

(2) 略

(支給の特例)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める月から手当を支給する。ただし、東京都の区域内の他の特別区又は市町村において、この条例による手当と同種の手当を受けた者については、その月分の手当は支給しない。

(1) 難病患者が、新たに区内に住所を定めた日（以下「転入の日」という。）から3月以内に認定の申請をしたとき 転入 の日の属する月

(2) 難病患者が、災害その他やむを得ない事由により認定の申請をすることができなかつた場合において、当該事由がやんだ後15日以内に認定の申請をしたとき 当該 事由により認定の申請をすることができなくなつた日の属する月

(3) 第1条の2第1号 の規定に基づき規則で新たに疾病を定めた場合において、難病患者が規則で定める期間内に認定の申請をしたとき 規則 で定める日の属する月

けている者に限る。

(2) 略

(支給の特例)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める月から手当を支給する。ただし、東京都の区域内の他の特別区又は市町村において、この条例による手当と同種の手当を受けた者については、その月分の手当は支給しない。

(1) 難病患者が、新たに区内に住所を定めた日（以下「転入の日」という。）から3月以内に認定の申請をしたときは、転入の日の属する月

(2) 災害 その他やむを得ない事由により認定の申請をすることができなかつた場合において、当該事由がやんだ後15日以内に認定の申請をしたときは、当該事由により認定の申請をすることができなくなつた日の属する月

(3) 第1条の2第1号本文の規定に基づき規則で新たに疾病を定めた場合において、 規則で定める期間内に認定の申請をした者については、規則で定める日の属する月

2 前条第1項の規定にかかわらず、第1条の2第1号ただし書に規定する規則で定める特定疾病を有する者で、都

規則で定める医療費の助成期限の到来により助成を受けることができなくなつたものについては、当該助成期限の属する月の翌月まで手当を支給する。